

# 第4-2-(40)金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に基づく供託（管轄財務局長がする有価証券の換価代金の供託（金銭））

Webブラウザから

## かんたん登記・供託申請

不動産・商業・法人・動産譲渡・債権譲渡及び成年後見の各種登記関係手続並びに供託関係手続の一部に対応！

STEP1

利用場面選択

STEP2

事前準備

STEP3

申請情報入力

STEP4

送信

## 申請情報入力

申請に必要な情報を入力してください。

いくつかの項目は問診の結果をもとに設定されており、通常は編集できません。

任意の値に変更したい場合は、[内容を変更](#) から内容の変更ができるようになります。

[i](#)から申請情報の入力に関する情報が確認できます。

\*[手続についてを表示](#)（別タブで開きます）

### 申請先供託所 [i](#)

[供託所を選択する](#) ○○財務局

\*「供託所を選択する」ボタンから申請先の供託所を選択してください。

### 供託者

#### 住所 [i](#)

甲県乙市戊町一丁目1番1号

#### 氏名 [i](#)

○○財務局長丁野四郎

### 被供託者 [⌵ 入力欄を閉じる](#)

#### 住所又は法人所在地 [i](#)

甲県乙市丙町一丁目1番1号

#### 氏名又は法人名 [i](#)

甲山サービス株式会社

### 供託の原因たる事実 [i](#)

供託者は、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第22条第6項各号に規定する者から、権利の実行の申立てがあったため、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令第28条第8項の規定により被供託者が令和〇年証第〇号をもって供託している有価証券を換価したので、換価代金から換価の費用を控除した金590万円を供託する。

## 法令条項 i

備考欄記載のとおり

## 供託金額 i

5900000

円

## 供託により消滅すべき質権又は抵当権 i

⌵ 入力欄を表示

## 反対給付の内容 i

⌵ 入力欄を表示

## 送付する添付書面 i

送付する添付書面はない。

送付する添付書面がある。

## 供託通知書の発送請求要否 i

供託通知書の発送を請求しない。

供託通知書の発送を請求する。

\* 供託通知書の発送を請求する場合には、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で、郵便切手を供託所に送付又は持参してください。

## 供託書正本の交付方法 i

書面の供託書正本の窓口交付を請求する。

書面の供託書正本の送付を請求する。

\* 書面の供託書正本の送付を請求する場合は、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で、郵便切手等を供託所に送付してください。

## 備考 i

法令条項  
金融サービス仲介業者保証金規則第15条第2項

## 補正申請 i

補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。

## 連絡先情報 i

### 氏名

丁野四郎

### 電話番号

01-2345-6789

## 通信（連絡・コメント）欄

供託所宛てのメッセージは、こちらに記載してください。

## 氏名又は法人団体名（全角カナ）

マルマルザイムキヨクチヨウテイノシロウ